岡山労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県鉄鋼業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月２日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間801円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月10日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月２日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間719円」を「１時間721円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月10日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県新聞業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月２日

沖縄労働局長　森川　善樹

第４号中「１時間717円」を「１時間724円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月２日

沖縄労働局長　森川　善樹

第４号中「１時間655円」を「１時間657円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとして指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十一年十月十六日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十一年十一月二日

国土交通大臣　前原　誠司

行政区画又は測量及び調査の名称	地図及び簿冊の名称
公茨社城県住宅供給	水戸市藤が原三丁目確定測量図 水戸ニュータウン地区調査簿

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十一年十月十六日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十一年十一月二日

国土交通大臣　前原　誠司

行政区画又は測量及び調査の名称	地図及び簿冊の名称
兵庫県	北摂事業地区（南部）新市街地造成及び調査簿 確定測量発図

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

栃木県小山市横倉新田520番地**東京鐵鋼株式会社**の工場財団に青森県八戸市大字河原木字海岸４番11号東京鐵鋼株式会社八戸工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 21 年 11 月２日

青森地方法務局八戸支局

福井県越前市矢船町１号７番地の１**株式会社ふじや食品**の工場財団に栃木県鹿沼市深程字医王寺道85番地２栃木県鹿沼市深程字大塚80番地２株式会社ふじや食品関東工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 21 年 11 月２日

宇都宮地方法務局

愛知県小牧市大字村中字唐曽1418番地**株式会社メタルテック**の工場財団に岡山市東区西大寺浜910番地株式会社メタルテック岡山事業所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 21 年 11 月２日

岡山地方法務局岡山西出張所

割賦販売法に基づく同法第35条の３の２の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の２の許可を受けた者から、法第35条の３の３において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の３において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 21 年 11 月２日

経済産業大臣　直嶋　正行

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社米永友の会	鹿児島県鹿屋市向江町10番２号	友第8073号	平成21年９月30日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 11 月２日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年10月14日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　徳栄建設株式会社　安田　徳太　島根県益田市下本郷町454番地１　国土交通大臣許可（特―21）第20630号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 11 月２日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成21年10月14日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社昌栄　古川　彰　広島県福山市伊勢丘８―６―43　国土交通大臣許可（般―19）第19889号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年９月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。